

公告第 59-1 号  
令和 7 年 8 月 19 日

## 入 札 変 更 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊善通寺駐屯地  
第 3 4 8 会計隊長 佐藤 康平

公告第 59 号 (7.8.6) 件名「佐賀駐屯地及び大矢野原演習場荷役器材賃貸借役務」に係る入札公告の一部を下記のとおり変更するので、関係事項を承知のうえ参加されたい。

- 1 仕様書の「2.2 賃貸借品目」の表中、品名、「1. 5 t フォークリフト」とあるを「不整地用 1. 5 t フォークリフト (ZW40-5B)」に変更する。
- 2 仕様書を添付のとおりとする。

入札に関する事項の問い合わせ先

〒765-0001 香川県善通寺市南町 2 丁目 1 - 1 陸上自衛隊 善通寺駐屯地  
第 3 4 8 会計隊 契約班 青木  
TEL 0877-62-2311 内線 (2647)  
FAX 0877-62-2315

# 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物品番号		仕 様 書 番 号	
佐賀駐屯地及び大矢野原演習場荷役 器材貸借役務	14B-G4-00002		
	防衛大臣承認	令和	年 月 日
	作 成	令和	7年 8月 2日
	変 更	令和	年 月 日
	作成部隊等名	第14旅団司令部第4部	

## 1 総 則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊第14旅団（以下「官側」という。）において実施する第3次旅団演習に伴う荷役器材の手配・貸借役務（以下「役務」と言う。）について規定する。

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

佐賀駐屯地及び大矢野原演習場における荷役器材（フォークリフト）の貸借を実施する。

### 2.2 貸借品目

貸借品目、数量及び納品先は表1によるものとする。

表1-貸借品目、数量、納品先

品 名	数 量	使用場所（納品先）
不整地用1.5tフォークリフト (ZW40-5B)	1	佐賀駐屯地 〒840-2212 佐賀県佐賀市市川副町犬井道 細部は別示
		大矢野原演習場 〒861-3451 熊本県上益城郡山都町田小野 細部は別示

### 2.3 借上期間

令和7年9月3日（水）～令和7年9月29日（月）佐賀駐屯地及び大矢野原演習場

### 2.4 搬入・搬出

- a) 納品先への搬入・搬出及び積載・卸下は契約の相手方（以下「業者側」という。）が実施する。  
この際、官側が立会し、誘導・指示する細部搬入位置へと納品するものとする。

b) 搬入・搬出の細部時間・場所等は官側担当者との調整による。

## 2.5 損傷及び破損の処置

借上期間中は、官側の通常使用に起因した損傷及び破損の修理費は、業者側が負担するものとし、故障・不具合が生じた場合は、速やかに業者による修繕を実施するものとする。

## 2.6 燃 料

燃料については、使用料に含むものとする。

## 2.7 保 険

賃貸借品の保険は、自賠責保険及び賠償責任保険を業者側が加入するものとする。

## 3 品質保証

### 3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 保 全

保全は、次による。

a) 業者側は、この契約の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

b) 演習場内での行動は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して、作業地域以外への立入りを禁止する。

なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行う。

### 4.2 安全管理

業者側は、必要に応じて危険防止のための措置を講じ、安全管理を徹底する。

### 4.3 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受ける。

### 4.4 担当者連絡先

陸上自衛隊善通寺駐屯地 第14旅団司令部 第4部 輸送班 山本(やまもと)  
電話番号 0877-62-2311 (内線 2717)